

製品の移転に関する追記事項(日本国内向け)

1. 製品仕様、製品保証、アフターサービス

本製品は日本国内での使用を前提としています。本製品のアフターサービスおよび保証の対象地域は日本国内のみとします。保証修理が発生した場合、納品場所(日本国内)から当社までの輸送費および保険料を当社が負担します。それを超える費用は、買主の負担とします。

2. 転売、貸与、譲渡(移転)

法令遵守及び製品トレーサビリティの観点から、買主が日本国内の第三者への転売、貸与、譲渡、再販売、または日本から第三国への輸出・再輸出・移転を行う場合には、当社に対して書面による事前連絡を行うものとします。

3. 転売、貸与、譲渡が輸出である場合(海外移転)

本製品は、日本国の外国為替法および必要に応じて関係各国の輸出管理法令の適用を受けます。買主が海外移転を行う場合には、これらの法令を遵守し、必要な許可・承認を取得したうえで海外移転を行って頂くものとします。

3-1. 米国再輸出規制(EARの適用可能性の明示)

本製品には、米国輸出管理規則(EAR)の適用を受ける部品または技術が含まれる場合があります。当該製品の再輸出、移転、用途については、EARを含む関係法令を遵守してください。

3-2. 核、兵器等への用途禁止(大量破壊兵器・軍事用途)

本製品は、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル等の大量破壊兵器および通常兵器の開発、製造、使用ならびに軍事用途には使用を控えてください。

3-3. 用途・需要者変更時の通知義務

海外移転に際しても、当社への用途及び最終需要者の確認が必要となります。海外移転が生じる場合は、買主は移転が実施される前に速やかに当社へ書面にて通知するものとします。

3-4. 対象外

買主が提供する製品、機器、またはシステムソリューションの一部としての OXIDE 製品の販売、供給、流通、またはその他の譲渡は、本契約の第 2 条および第 3 条の適用対象外です。交換またはアフターサービス目的での OXIDE 製品の供給も除外されます。購入者は、購入者の取引に適用される輸出規制の遵守に責任を負います。

4. 違反

当社が、買主または買主の取引先・委託先等が、前条第 3 項に違反していると信じるに足る十分な理由を確認した場合、買主は当社に対し、直接損害、間接損害、調査費用、弁護士費用等を含む全ての損害を賠償するものとします。損害額の算定が困難な場合、買主は、損害額が販売価格の 300%を上限として当社が合理的に算定した金額とみなされることに同意するものとします。

5. 免責事項

上記違反に関して、当社は全面的に免責されるものとします。買主は本製品の使用に起因して当社に対して生じた損害賠償請求その他一切の請求(第三者からの請求を含む)について、自己の費用負担において当社を防御し、これら請求に関する一切の責任から当社を免責し、かつ当社が被った損害を速やかに賠償するものとします。

6. 本見積書は概算価格を示すものであり、最終的な取引条件は、別途締結済みの売買条件または弊社注文請書の内容が優先されます。

以上